

# スタートアップステージ

設立5年以内の事業者 最大300万円

# グロースステージ

設立6年以上の事業者 最大400万円

# とがちビジネス チャレンジ補助金

受付期間 2024.3.1 FRI ▶ 4.8 MON まで

勝つまで挑戦するあなたへ



公益財団法人とがち財団



# 本日の予定

- ◆ 事業説明 16:30～17:00
  - ◆ 質疑応答 17:00～17:20
  - ◆ 休憩・転換 17:20～17:30
- 
- ◆ R4報告会 17:30～18:25
  - ◆ 名刺交換会 18:25～19:00



# とがちビジネスチャレンジ補助金とは

◆ **目的** 十勝地域で起業・創業する方や、既存事業の競争力・生産性向上に取り組む挑戦的な企業をより多く輩出する

- ・ **「新たな価値」を創出**しようとする起業家
- ・ **先導的な「ものづくり・サービス」**に取り組む中小企業

**「資金」**の支援

期間 2024.3.12 4.0まで



公益財団法人とがち財団

とがち財団の目指すもの

# 十勝の持続的な経済成長

- ・ 一時的ではなく**継続性**のある事業
- ・ 地域に**波及効果**があるような事業
- ・ **拡大成長**が期待できるような事業

計期間 2024.3.1 2024.3.1



公益財団法人とがち財団



# 令和5年度は4者を採択

# SUMIA HIRO



# 十勝平野蒸溜所

Tokachi Plain Distillery



期間 2024.3.12 4.0



公益財団法人とがち財団

**A**

アーリー  
ステージ

設立5年以内の  
事業者

補助率  
**10/10**

上限額  
**300万円**

**B**

グロース  
ステージ

設立6年以上の  
事業者

補助率  
**2 / 3**

上限額  
**400万円**

申請期間 2024.5.12 ~ 4.0迄



# 補助金対象事業

- 1** 新規事業構想の確立、新製品・新技術・新サービスの開発に資する取り組み
- 2** 実施事業の競争力・生産性向上に資する新たな取り組み
- 3** 事業の拡大・成長（販路開拓等）に資する取り組み

申請期間 2024.5.12 4.0まで





# 対象者の要件：各ステージ共通

- 主たる事業所が十勝管内にある事
- 中小企業基本法に基づく**資本金**(または出資総額)、**従業者を基準とした中規模以下の事業者**または**従業者を基準とした小規模以下の企業、個人事業主等**であること
- 本補助金の**事業実施期間中**に、十勝管内において**法人設立登記又は移転登記を予定している事業者**、もしくは**開業届を提出予定の事業者**。

## 注意

大規模企業等が1社で50%以上を出資している企業、または複数の大規模企業等が合計で50%を出資している企業は**対象外**





## 業種分類

## 小規模

## 中規模

製造業・その他

20人以下

3億円以下or21~300人

卸売業

5人以下

1億円以下or6~100人

小売業

5人以下

5千万円以下or6~50人

サービス業

5人以下

5千万円以下or6~100人



# 対象者の要件：各ステージ共通

- **1期以上の決算書類**を提出できること  
※個人事業主の場合は1年(12ヵ月)分の確定申告書
- 起業後まだ決算期を迎えていない、またはこれから起業をする場合は「**事業計画書**」と「**収支計画書**」を提出できること
- 申請者(企業等)が反社会勢力に関与・協力していないこと
- 布教活動・宗教活動・政治活動を目的とする事業でないこと
- ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などにあたる事業でないこと。



# 対象者の要件：アーリーステージ

- 本補助金の事業実施期間中に、十勝管内において法人設立登記を予定、または開業届を提出予定の事業者※
- 平成31年（2019年）1月1日以降に法人設立登記をした、または開業届を提出した個人事業主

## 注意

法人登記または開業届を提出できない場合は、補助金の交付が取り消されます！





# 対象者の要件：グロースステージ

- 法人を設立(開業届を提出)してから6年以上の中小企業、もしくは個人事業主
- 平成30年(2018年)12月31日以前に法人設立登記をした中小企業、もしくは個人事業主

期間 2024.3.12 4.0



# 他地域からの法人移転等の場合

アーリーステージ、グロースステージ共に、

- 十勝地域への法人移転（予定を含む）を行った事業者については**移転前に法人設立登記を行った日**
- 十勝地域への移転（予定を含む）を行った個人事業主については**移転前に開業届を提出した日**

を起算日とします。



# 補助金対象経費（運転資金は除く）

## 以下の費用が対象となります

原材料費、治具・工具費、機械装置等購入費、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、使用料、賃借料、消耗品費、参加費負担金、広告宣伝費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注費(委託費)、知的財産権取得費、先行技術調査費、試験・分析費、人件費✕、その他事業推進に特に必要と認められる費用

### 注意

人件費は、事業に関する人材を**新たに雇用する経費**が対象です  
経営者・役員報酬、既存従業員に係る給与等は**対象外**です







Q

国など他の補助事業と重複して申請できますか？

A 重複して申請可能ですが条件があります。

- 他の補助事業で補助対象としている分は本補助金の対象外。
- 他の補助事業で補助対象としている分と実施内容を明確に区分(棲み分け)しなければなりません。





Q

過去にとがち財団の助成事業に採択された事業者は応募できますか？

A

応募可能です。

- 過去の採択事業の成果に対し、今回の提案事業で **更なる発展性がある事**が求められます。
- 前回到達したステージから今回はどう発展させ、どんな成果に結びつけるのかが審査されます。

期間 2024.5.12 4.0



公益財団法人とがち財団



Q

新たな事業を行うための資格を取りたい。  
資格取得の費用は対象になりますか？

A 特に必要な経費として認められる場合は対象です。

- 申請書に**資格取得の必要性と経費の内容**を十分に記載してください。

**例** 対象となる可能性のある旅費

- ・ 資格取得に係る受講料や旅費
- ・ 資格を有する有識者を招聘しアドバイスを頂く際の旅費など







Q

感染症や災害の影響などで計画通り事業が行えなかった場合は事業期間を延長できますか？

A

延長はできません。

- 計画通りに事業が行えない可能性がある場合、**次年度への延期や、事業期間の延長は認められません。**
- 当初計画の変更により、経費の執行予定が変更となる場合は、原則として**計画変更申請が必要**です。





Q

原則として精算払いとなっておりますが、  
事前に概算払いを受けることはできますか？

A

可能です。

- 事業実施上必要な場合に限り、交付決定額の一部の概算払いが可能となります。

期間 2024.3.12 4.0



公益財団法人とかち財団

# 補助金に関するスケジュール①

4月8日

申請締め切り(当日17時まで)

4月中旬～5月上旬

書類審査～合格通知

6月上旬

面談による審査(書類審査の合格者)

6月上旬

採択・不採択通知

6月中旬

採択者説明会

期間 2024.5.12





# 補助金に関するスケジュール②

交付決定日～

事業の実施

令和7年1月31日

事業終了

令和7年2月14日

報告書提出(12時まで)

～令和7年3月末日

精算

令和7年度以降

事業終了後の進捗報告等

計期間 2024.3.12 4.02



# 申請書類

① 補助金申請書(様式第1号) (紙媒体の場合)

② 申請者概要(様式第2号)

原本 **1** 部

③ 事業計画説明書(様式第3号)

④ 費用明細書(様式第4号)

(電子データの場合)

⑤ 添付書類

**メールで提出**



# 受付期限

4月8日 **月**

17:00(必着)





**重要！**

提出前の「**事前相談**」を  
おすすめします！

《LANDへの**来館**または**オンライン**》

**要予約**

平日9:00～17:00



アーリーステージ

事業の  
推進体制

グロースステージ

更なる  
成長の可能性

熱意・意欲!!

計期間 2024.3.12 4.0



熱いチャレンジ🔥  
のご応募  
お待ちしております！

